

愛媛県漁港課発注工事における I C T 活用工事 (I C T 舗装工 (修繕工))
「受注者希望型」特記仕様書

(適用)

第 1 条 本工事は、受注者が 3 次元データ等を活用する「 I C T 活用工事 (I C T 舗装工) 」(以下、「 I C T 活用工事」という)であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、愛媛県漁港課 I C T 活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。

(I C T 活用工事)

第 2 条 I C T 活用工事とは、以下に示す①～⑤全ての施工プロセスにおいて I C T を活用する工事である。

① 3 次元起工測量

起工測量にあたっては施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量が選択できるものとし、 I C T 活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) T S (ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量

② 3 次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、 3 次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

②で作成した 3 次元設計データを用いて下記 1) に示す 施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施する。

- 1) 3 次元位置を用いた施工管理システム

④ 3 次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、 I C T を活用した施工管理を実施する。

〔出来形管理〕

下記 1) ～ 2) のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

⑤ 3 次元データの納品

④による 3 次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

(I C T 活用工事の実施手続き)

第 3 条 受注者は、 I C T 活用工事の施工に先立ち「愛媛県 I C T 活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

(設計積算)

第 4 条 I C T 活用工事に伴う経費については、「土木工事標準積算基準書 (愛媛県)」「 I C T 活用工事積算要領 (国土交通省)」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、 3 次元起工測量、 3 次元データの作成を行う場合は、見積書を提出するものとし、発注者が妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

(監督・検査)

第 5 条 I C T 活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めた I C T 舗装工に関する基準により行うものとする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

(工事成績評定)

第 6 条 I C T 活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

(現場見学会等の実施)

第 7 条 受注者は、発注者が本工事の工事現場で I C T 活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

(調査等への協力)

第8条 受注者は、完成検査までに「ICT全面活用工事の実施におけるアンケート調査」を提出しなければならない。また、発注者がアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(ICT 部分活用工事)

第9条 受注者は、ICT部分活用工事を実施する場合は、施工に先立ち「愛媛県ICT活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

(その他)

第10条 ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。